

- 令和7年度 活動テーマ
LPガスの価値を高め、広え、広めよう！
●活動目標
1. 制度改正への真摯な取組の推進
 2. 避難所へのGHP等の設置推進
 3. LPガスのブランド力の向上
 4. 災害対策マニュアルの整備
 5. 支部活動の活性化の推進
 6. 協会運営の在り方の見直し



発行所
愛媛県LPガス協会
一般社団法人 愛媛県LPガス協会
〒790-0003 松山市三番町6丁目7-2
ラベルダムビル4階
TEL 089-947-4744
FAX 089-947-8499
Eメール info@ehime-lpg.or.jp

令和8年度第1回理事会

1. 日時

令和8年4月21日(火) 14:00～15:10

2. 開会挨拶

妹尾会長より開会挨拶

LPガス料金高騰支援対策事業への参加おれと状況報告があった。
中東情勢に関して、エネルギー調達について石油・天然ガスについては在庫等マスコミ報道されたが、LPガスについては殆ど報道されてなかった。
我々業界として、LPガスをもっと強く情報発信すべきである旨の見解を呈した。

取引の適正化について、流通WGの次回開催日途が立たないなか、アドバイザーグループは、通報フォーム内容について3月末を目途に分析集約して、4月以降具体的に立ち入り等を実施する予定であったが中東情勢の関係で流動的である。

自主取組宣言について、全国平均は50%で愛媛県は40%である。
各支部長・理事・系列店の中でさらに一層の自主取組宣言への取り組み啓蒙を要請した。

3. 審議事項

議題1 令和7年度収支決算について

議題2 理事候補者の変更について

議題3 災害積立金の増額について

議題4 通常総会の開催について

(1) 第48回通常総会について

(2) 第39回通常総会について (政治連盟)

上記、議題1～4について、資料を基に事務局より説明を行い、異議なく承認された。

4. 報告事項

令和7年度第2回愛媛県LPガス料金高騰緊急対策支援事業について

15:10 閉会した。

液化石油ガス販売事業所巡回サポート事業について

協会では、自主保安活動の推進および保安レベルの向上を目的として、販売事業所を対象に「販売事業所巡回サポート事業」を実施しております。

【目的】

自主保安活動チェックシートの集計結果を踏まえ、全国平均を下回る項目を中心に、「三部料金制」および「自主取組宣言」の取り組み状況を追加した「巡回サポート事業保安チェックシート」により確認を行うものです。

チェック項目

1. 供給開始時の点検・調査	8. 埋設管管理
2. 容器交換時等供給設備点検	9. 設備工事
3. 定期点検・調査	10. 保安教育の実施
4. 周知	11. 質量販売
5. 緊急時受付	12. CO中毒事故防止対策
6. 書面の交付	13. 三部料金制
7. 期限管理	14. 自主取組宣言への取り組み

令和8年4月～5月は、18事業所を巡回し、「巡回サポート事業保安チェックシート」を基にヒアリングを実施しました。

巡回では、日頃から適切な保安管理に取り組まれている事業所が多く見受けられました。一方で、記録管理や帳簿整備など、日常業務の中で見落としやすい事項も確認されたことから、主な内容についてお知らせいたします。

1. 点検・記録管理について

供給開始時点検・調査、容器交換時等供給設備点検、定期点検・調査については、概ね適切に記録・保管されていましたが、一部帳票に未記入欄が見受けられました。

また、解放式瞬間湯沸器については、不完全燃焼防止装置の有無に関係なく、供給開始時および年1回以上の周知が必要であることから、周知頻度について改めて確認を行いました。

設備工事関係では、漏えい検査および各種圧力測定記録（チャート紙）は概ね適切に保管されていましたが、アイソメ図による配管図面が未作成の事例や、自記圧力計による測定時のチャート紙が未保管となっている事例も見受けられました。

質量販売については、専用伝票を使用していない事例や、調整圧力・閉塞圧力の記録漏れが確認されました。

2. 保安教育について

「年間保安教育計画」および「保安教育実施記録」については、概ね適切に整備されていました。

一方で、実施報告のみとなっており、自社における教育計画や実施結果が未整備となっている事例も見受けられました。

3. 三部料金制について

三部料金制への対応状況を確認したところ、一部事業所において、二部料金制のまま設備料金を欄外へ記載している事例が見受けられました。

システム会社と調整のうえ、三部料金制へ対応予定との回答をいただいております。

商慣行是正に向けた制度改正への対応は重要であることから、改めて自社の対応状況をご確認いただきますようお願いいたします。

4. 自主取組宣言について

自主取組宣言については、巡回時点で未宣言の事業所が見受けられました。

自主取組宣言は、保安活動の「見える化」に加え、消費者および関係機関からの信頼向上にもつながる取り組みであることから、未宣言の事業所におかれましては、積極的な宣言をお願いいたします。

5. 帳簿類の整理・保管について

巡回では、帳簿類の保管方法についても確認を行いました。

書類ごとに分類保管されている事業所が多く見受けられましたが、帳票確認のしやすさや管理効率向上の観点から、以下の「帳簿5点セット」による整理方法の紹介を行いました。又、パソコンによるデータ管理を実施している場合であっても、紙媒体と併用した保管管理を推奨いたします。

【消費者ごとの帳簿5点セット (例)】

① 保安台帳	④ 配管図面 (アイソメ図)
② 設備点検調査票	⑤ チャート紙
③ 14条書面 (販売店控え)	

協会では、今後も自主保安活動の推進および保安レベル向上を目的として、巡回サポート事業を継続して実施してまいります。

会員各位におかれましては、自社の保安管理体制や台帳・帳簿類の記録管理状況について、改めてご確認いただきますようお願いいたします。

令和8年度「自主保安活動チェックシート」の提出、及び「LPガス消費者保安功労者表彰の申告」について

国においては、2030年を見据えた総合的なガス保安対策として策定された「液化石油ガス安全高度化計画2030」について、令和7年に見直しが行われ、その内容が公表されました。今回の見直しでは、近年の事故動向や社会環境の変化等を踏まえ、より実効性の高い保安対策の推進が求められています。

また、(一社)全国LPガス協会が推進する「LPガス安心サポート運動」につきましても、本計画の見直し内容と連動し、取組内容の見直しが図られています。

なお、これらの概要につきましては、本年4月送付の協会紙に掲載するとともに、詳細は協会ホームページに掲載しておりますので、併せてご確認ください。

つきましては、従来より実施しております「自主保安活動チェックシート」を活用した自己診断により、各事業所における保安水準の確認及び更なる向上を図っていただきたく、下記のとおりご提出をお願いいたします。

同封しております「自主保安活動チェックシート(都道府県協会)」別紙2(黄色)に診断結果をご記入のうえ、期日までにFAXまたはメールにて愛媛県LPガス協会までご提出ください。パソコンで入力される場合は、フォーマットを協会HPに掲載いたしますのでご利用ください。

なお、本チェックシートの集計結果は、保安部会で検討するとともに、巡回サポートの参考として活用し、会員の皆さまの保安向上につなげてまいります。

昨年度の本チェックシートの回収率は65.1%にとどまっております。今年度は85%以上の回収率を目標としておりますので、趣旨をご理解のうえ、積極的なご提出にご協力をお願いいたします。

また、提出が確認できていない場合、個別にご連絡させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

提出期限

「表彰申請書」別紙1 7月17日(金)
「自主保安活動チェックシート」別紙2 7月17日(金)

提出先

〒790-0003 松山市三番町6丁目7-2 ラ・ベルダムビル4階
(一社)愛媛県LPガス協会
FAX：089-947-8499
Mail：info@ehime-lpg.or.jp

液石法関係通達の改正について (お知らせ)

経済産業省より下記通達の一部改正が行われ、令和8年4月1日から施行されました。

本改正は、近年の製品動向を踏まえた取扱いの明確化等を目的としたものです。

■改正の対象となる通達

- ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の運用及び解釈
- ・液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用

■改正の背景

近年、以下のような製品の普及が進んでいます。
・カートリッジガスこんろと他機能を組み合わせた「複合品」
・五徳(ごとく)を使用しない調理器具
・新たな安全機構(ガス通路閉止機能)を備えた製品
こうした状況を踏まえ、制度上の取扱いを明確化するため改正が行われました。

■主な改正ポイント (重要)

- ①複合品(複数機能製品)の取扱い明確化
 - ・複数の機能を持つ場合
 - それぞれの機能ごとに技術基準を適用
 - ・一方で、届出や表示(PSLマーク)は
 - 主たる用途(最大ガス消費量など)で判断
- ※ただし
特定液化石油ガス器具等を含む場合
 - 特定側(菱形マーク)で扱う

■施行日

令和8年4月1日

■留意事項 (現場向け)

- ・複合品の判断は今後増加
 - 製品仕様の確認が重要
- ・表示区分の誤りは指導対象になり得るため注意
- ・新機構製品は従来基準での判断を避けること

■新旧対照表の取扱い

※紙面の都合上、新旧対照表は協会ホームページに掲載いたします。

■問い合わせ先

経済産業省 製品安全課
TEL：03-3501-4707

2026年度第1回保安講習会 (オンデマンド配信)

(一社)全国LPガス協会より「2026年度第1回保安講習会」の開催されます。本講習会はオンデマンド配信により実施され、保安に関する最新の取組や制度動向を学べる内容となっております。

会員の皆様におかれましては、積極的にご受講くださいますようお願いいたします。

■配信期間

～令和8年6月17日(木) 17:00
※配信期間は変更となる場合があります。

■講習内容 (各30～60分)

- ①「液化石油ガス安全高度化計画2030」の改訂について
経済産業省 産業保安・安全グループ ガス安全室
室長補佐 河合 祥富 氏
- ②「我が社の保安の取り組みについて」
大丸エナウイン(株) 保安室
室長 松井 啓之 氏(日液協 保安委員会委員)
- ③「令和7年度日液協WG討論会報告書について」
橋本産業(株) 技術保安部
課長心得 上村 恭弘 氏(日液協 保安委員会委員)

■受講料

1事業所あたり 6,600円(税込)
※事業所ごとにお申込みください。

■申込方法

※お申込は以下のURLまたはQRコードよりお願いいたします。

<https://forms.gle/hVN3edchFWnwDCv5>

■留意事項

- ・オンデマンド配信URL等は、5月11日以降にEメールで送信予定です。
- ・請求書は別途Eメールにて送付されます。
- ・振込手数料はご負担ください。
- ・配信用URL送信後のキャンセルおよび入金後の返金はできません。

■お問合せ先

(一社)全国LPガス協会 保安・業務グループ
TEL：03-3593-3500
E-mail：hoangyoumu@japanlpg.or.jp



住宅の省エネ基準強化に対応するために

～GX ZEH等に関する研修会のご案内～

建築物の省エネ規制は今、大きな転換期を迎えています。建築物省エネ法の改正により、令和7年4月から原則すべての建築物に省エネ基準への適合が義務化され、さらに令和8年度以降は、経産産業省が策定した新たな基準「GX ZEH」が補助制度や住宅基準に順次適用される予定です。

これに伴い、住宅に求められる一次エネルギー消費量の水準は一層厳格化され、従来の設備構成では対応が難しくなる場面も想定されます。特に、新築住宅においてはエコジョーズ単体での対応が厳しくなり、エネルギーやハイブリッド給湯機など、高効率機器の提案力が今後の受注確保に直結すると考えられます。

本研修会では、こうした制度改正の背景や今後の住宅政策の方向性に加え、住宅の省エネ性能評価の考え方、さらに家庭用ガス機器の優位性について分かりやすく解説されます。今後の営業提案や事業戦略を検討するうえで、実務的に非常に有益な内容となっております。

新築需要の変化に対応し、選ばれる事業者であり続けるためにも、ぜひ積極的なご参加をお願いいたします。

■開催概要

- ・日時：
①【WEB開催】
令和8年6月11日(水) 13:30～15:00
②【アライフ配信】
令和8年6月19日(金)～7月21日(火) (予定)

- ・対象：
LPガス販売事業者
- ・内容：
住宅政策の動向
住宅の省エネ性能評価
家庭用ガス機器（エネルギー・ハイブリッド給湯機等）の優位性
GX ZEH ほか

- ・参加費：
無料
- ・申込方法：
下記URLまたはQRコードよりお申込みください（スマートフォン対応）

【参加申込用URL】
<https://forms.gle/JtZvHfTPiyaaRztBA>
※電話及びFAXでの申込は受付しておりませんのでご了承ください。



※近日本中に全国LPガス協会ホームページのトップページ「お知らせ」にも開催案内が掲載される予定です。

- ・その他：
参加用URLおよび資料は開催日前日にメールにて案内されます
・問合せ先：
（一社）全国LPガス協会 保安・業務グループ
TEL: 03-3593-3500

2026年度自治体によるエネルギー導入に係る補助金について

今年度も愛媛県内の自治体におけるエネルギー導入に係る補助金の受付が始まりましたのでお知らせいたします。

HPで補助有の確認が出来た自治体を掲載しています。

20市町のうち14市町で予算が組まれ、いずれも申請受付が始まっております。今年度も国がおこなっている「住宅省エネ2026キャンペーン」と併用可能です。

補助金を利用される際には事前に各自治体にお問い合わせください。
採択方法は、先着または抽選になっておりますので補助金を活用される際は、お忘れなく申請してください。

詳細については、各自治体のホームページをご確認ください。
補助金状況については、今後更新される予定です。適時情報紙でお知らせいたします。

都道府県 市・区・町 ※1	事業名 ※2	申請受付期間（予定）	エネルギー導入補助内容 （補助額上限、条件、予算／予定件 数等）	採択 法	申請 時期 ※3	国補 助の 併用
松山市	ゼロカーボンシティ推進補助	2026. 4. 22～	6万円	先着	A	○
東温市	新エネルギー機器等設置費補助	～2027. 3. 5 （設置後6か月以内）	10万円 蓄電池分と併せて50件を予定	先着	B	○
今治市	住宅用新エネルギー等関連設備設置費補助	2026. 5. 7～7. 31 （2025年度設置分）	9万円	抽選	B	○
宇和島市	新エネルギー設備等導入費補助	2026. 4. 1～2027. 3. 31	10万円	先着	B	○
八幡浜市	新エネルギー設備等導入費補助	2026. 4. 1～2027. 2. 26 （設置完了後1年以内）	10万円 エネルギー分として3件を予定	先着	B	○
西条市	新エネルギー等関連設備導入促進事業補助	2026. 4. 1～ （設置完了後1年以内）	10万円	先着	B	○
大洲市	家庭用蓄電池等設備設置費補助	2026. 4. 1～ （設置完了後1年以内）	10万円 総予算額200万円	先着	B	○
松野町	新エネルギー機器等設置の補助	2026. 4. 1～	10万円	先着	A	○
愛南町	新エネルギー等導入促進補助	2026. 4. 1～	10万円 総予算額500万円	先着	A	○
鬼北町	新エネルギー機器等設置費補助	2026. 4. 1～	10万円	先着	A	○
内子町	地球温暖化対策設備導入事業補助	2026. 4. 1～	10万円	先着	A	○
砥部町	住宅用新エネルギー機器設置費補助	2026. 4. 1～ （設置完了後1年以内）	10万円	先着	B	○
久万高原町	新エネルギー機器等設置費補助	設置完了後30日以内	15万円	先着	B	○
伊方町	新エネルギー設置等導入費補助	設置完了後90日以内	20万円	先着	B	○

※1 都道府県および補助事業実施を発表している市・特別区・町（村は調査できたもののみ）
※2 エネルギー導入補助制度およびエネルギー設置が特に補助対象となっている住宅リフォーム補助事業等を記載
※3 A：設置前（設置後の完了報告も必要）、B：設置後等

